

## 回答書

(仮称)杉九学童クラブ運営業務等公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答いたします。

項番	質問項目	質問内容	回答
1	委託契約	<p>参考金額について、項目内において人件費と固定費で振り分けられていますが、参考金額の総額に変更せずに項目で金額を変更することは可能ですか</p> <p>お示しいただいている参考金額は提案の上限金額という理解でよろしいでしょうか。上限金額である場合、人件費、固定費の内訳をお示しいただいていますが、総額を上限として内訳は提案によって参考額から変動する、または固定費が参考金額を上回る提案を行ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>参考金額については、項目の振り分けも含め、区が想定している事業経費をお示しているものであり、委託料積算調書を作成する際の上限金額としているものではありません。ご質問のとおり、必要かつ合理的な内容の範囲内で参考金額(項目毎の金額含む)を超える提案を行っていただくことについては、差し支えありません。</p>
2	提出書類について	<p>No.5法人構成名簿は、類似するものとして「役員名簿」という解釈でよろしいでしょうか。その際、書式名は「役員名簿」、必要記載項目は「職名」「氏名」「住所」の3点でよろしいでしょうか。</p>	<p>法人構成員名簿については、ヒナ形をお示していますが、ご質問のとおり、すでにある「役員名簿」などの提出でも構いません。ただし、ヒナ形の項目(職名、氏名、住所、主な活動履歴)を満たすよう、必要に応じて、付記して提出してください。</p>
3	提出書類について	<p>No.11③:当社は監事に該当する監査非設置でござい。そのため、「監事による監査報告書」について、本項目に該当する書類が無い場合、その旨を記載させていただく対応は可能でしょうか。</p> <p>No.11④:公認会計士による監査報告書(実施している場合)に関しまして、当社では公認会計士による監査を実施しておりませんが、当社では税理士による「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックを行っております。本書類を公認会計士による監査報告書の類似書類として提出することは可能でしょうか。</p>	<p>「監事による監査報告書」及び「公認会計士による監査報告書」については、該当する書類が無い場合は、A4用紙にその旨を記載した書類を作成の上、提出してください。なお、ご質問の類似書類がある場合には、それを提出いただくことで差し支えありません。</p>
4	業務内容	<p>学童クラブで新規利用申請や継続利用申請の受領を行い、区へ取り次ぐという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のような、受領、区へ取り次ぎ、という形ではありません。申請書等の配布や受領、提出書類のチェック、入会面接など、入会決定行為を除く一連の入会事務をすべて学童クラブで行っていただくこととなります。</p>
5	業務内容	<p>保険料の受け取りや月額利用料の受け取りなどの業務は発生しますか。</p>	<p>発生しません。</p>
6	業務内容(おやつ代について)	<p>おやつ代は、保護者から事業者が直接収受し、管理するのでしょうか。</p>	<p>おやつ代は、保護者からの徴収を含め、学童クラブで管理していただきます。</p>
7	配置について	<p>支援時の加配で区の基準があれば教えてください。 例)児童2人に対して1名等</p>	<p>特別支援児童の入会に伴う加配の基準は、特別支援児童入会審査会で決定する介助度に応じて、児童2人に対して1名、又は、児童1人に対して1名を配置していただきます。</p>
8	提出書類について(預金残高について)	<p>預金残高証明は何月何日付けのものが必要ですか。発行に時間がかかるものですが、預金通帳の写しで代えることは可能でしょうか。</p>	<p>書類提出日の1か月前以降に発行されたものを提出してください。なお、ご質問のとおり、預金通帳の写しでも構いません。</p>
9	提出書類について(納税証明)	<p>提出する納税証明の種類を教えてください。また、未納のないことの証明の提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>提出いただく納税証明書は、法人税、法人住民税など、法人に課せられているすべての税について提出してください。なお、ご質問のとおり、未納のないことの証明でも構いません。</p>
10	準備期間の職員配置について	<p>1月～3月の月ごとの人数、勤務時間を教えてください。</p>	<p>準備期間の職員配置数は、4月に配置予定の常勤職員すべてと、非常勤職員1名を基本に、協議の上決定します。なお、勤務時間については、それぞれの職員に定められている勤務時間の範囲内となります。</p>
11	別冊5頁(1)①について	<p>委託料の積算について、「学童クラブと放課後等居場所事業に分けて積算」とあるが、共同で使用する複合機などは、どのように計上すればよいか。</p>	<p>放課後等居場所事業は専用の事務室が無いため、学童クラブの事務室を兼用いただきますので、事務室に置く複合機等の経費については、学童クラブ事業の経費として積算してください。</p>